# 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書 【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年9月20日

【事業年度】 第69期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 小田急建設株式会社

【英訳名】 Odakyu Construction Co. , Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 雪竹 正英

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿4丁目32番22号

 【電話番号】
 03(3376)3101(代表)

 【事務連絡者氏名】
 管理本部総務部長
 中沢
 建次

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿4丁目32番22号

【電話番号】 03(3376)3101(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部総務部長 中沢 建次 【縦覧に供する場所】 小田急建設株式会社 横浜支店

(神奈川県横浜市西区平沼1丁目19番5号)

小田急建設株式会社 名古屋支店

(愛知県名古屋市千種区千種通6丁目26番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

### 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出しました第69期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正を要する事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

### 2【訂正事項】

第一部 企業情報

- 第4 提出会社の状況
  - 3 配当政策
  - 6 コーポレート・ガバナンスの状況
- 第6 提出会社の株式事務の概要

### 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

### 第一部 【企業情報】

- 第4 【提出会社の状況】
  - 3 【配当政策】

(訂正前)

(省略)

剰余金の配当の決定機関は、株主総会であります。

当事業年度の期末配当につきましては、1株当たり5円といたしました。この結果、当事業年度の配当性向は、20.3%となりました。なお、配当金の総額は、108,564,865円であります。

また、次期の期末配当につきましては、安定した配当を継続し、1株当たり5円を予定しております。

(訂正後)

(省略)

剰余金の配当の決定機関は、株主総会であります。

当事業年度の期末配当につきましては、<u>平成19年6月27日開催の定時株主総会にて決議し、</u>1株当たり5円といたしました。この結果、当事業年度の配当性向は、20.3%となりました。なお、配当金の総額は、108,564,865円であります。

また、次期の期末配当につきましては、安定した配当を継続し、1株当たり5円を予定しております。

# 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)~(4) (省略)

(訂正後)

(1)~(4) (省略)

(5) 取締役の定数

当社の取締役は3名以上とする旨定款に定めております。

(6) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席 し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。さらに取締役の選任の決議については、累積投票によら ない旨定款に定めております。

(7) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する 株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の 定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

# 第6 【提出会社の株式事務の概要】

(訂正前)

公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告 による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法に より行う。 <u>(注)</u>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 電子公告は、当社のホームページに掲載し、アドレスは次のとおりであります。

http://www.odakyu-kensetsu.co.jp/koukoku/

(訂正後)

公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告 による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法に より行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 電子公告は、当社のホームページに掲載し、アドレスは次のとおりであります。

http://www.odakyu-kensetsu.co.jp/koukoku/

2. 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利以外の権利を行使することができません。